

# 軽自動車税の税率変更について

平成27年度の税制改正（地方税法等の改正）に伴い、平成28年度から軽自動車の税率が下記のとおり変更になります。

## ○原動機付自転車・二輪車等

種 別		税 率	平成28年度以降の税率
		50cc以下	2,000円
		50cc超90cc以下	2,000円
		90cc超125cc以下	2,400円
		ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車		125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車		250cc超	6,000円
小型特殊自動車		農耕作業用	2,400円
		その他	5,900円

### ▼グリーン化特例に関して

新車登録時の検査から、13年を経過した軽四輪車等は、環境負荷への影響が大きいことから、税率を引き上げる重課が適用されます。

また、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車登録時の検査を受けた軽四輪車等で、一定の環境性能を有するものについては、その燃費性能に応じて、税率を軽減する特例措置（軽課）が適用されます。（初めて課税される年度分に限る）

### 電気自動車の軽自動車税減免措置を終了します

軽自動車税のグリーン化特例が導入されることに伴い、平成27年度限りで電気自動車の減免措置を終了します。

平成28年度からは、減免適用はありません。

## ○軽四輪車等

区 分			税 率		
			現行税率（初度検査平成27年3月31日以前）	新税率（初度検査平成27年4月1日以降のみ）	重課（初度検査年月から13年を経過した車両に適用）
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円

## ○新車

区 分			75%軽減後の税率	50%軽減後の税率	25%軽減後の税率
四輪以上	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三 輪			1,000円	2,000円	3,000円

※新車登録時の検査年月が平成27年4月1日以降のみの場合に、その環境性能・燃費性能によっては、税率を軽減する場合があります。

### ◇原動機付自転車（125cc以下）の廃車等手続き

内 容	必要なもの
○使用しなくなったとき ○町外に転出するとき ○他人に譲るとき	・所有者の印鑑 ・交付を受けた標識（ナンバープレート） ・標識交付証明書
○紛失してしまったとき	・所有者の印鑑 ・標識交付証明書
○盗難にあったとき	・「紛失してしまったとき」と同じ ・警察に届出をした受理番号、届出日、届出警察署名

※標識を紛失した場合は、200円の弁償金がかかります。

☎ 税務課 ☎ 内線253・254

バイクや軽自動車の廃車等の手続きはお済みですか？  
バイクや軽自動車は、その年の4月1日に名義が登録されている方に1年分の税金が課税されます。  
廃車や名義変更は、3月末日までに手続きをしてください。  
【手続き場所】  
▼原動機付自転車（125cc以下）税務課  
▼三輪・四輪（660cc以下）軽自動車検査協会  
☎ 050・3816・3119  
▼二輪（125ccを超えるもの）  
☎ 050・5540・2038  
湘南自動車検査登録事務所